

第三次京都府戦略的地震防災対策指針

資料1

	現行記載内容	修正案(又は確認事項)
1	<p>第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方                      1 戦略的地震防災対策指針の位置付け                      (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。</p>	<p>第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方                      1 戦略的地震防災対策指針の位置付け                      (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。</p>
2	<p>(5) 京都府国土強靱化地域計画については京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため様々な計画等の指針となるもので、いわゆるアンブレラ計画として位置づけられることから、指針は京都府強靱化地域計画の傘下で運用するものである。</p>	<p>(5) 京都府国土強靱化地域計画については京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため様々な計画等の指針となるもので、いわゆるアンブレラ計画として位置づけられることから、指針は京都府<b>国土</b>強靱化地域計画の傘下で運用するものである。</p>